

令和 8 年度白鷹町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町長は、白鷹町内（以下「町内」という。）への移住及び定住の促進を図るため、山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下「県実施要領」という。）第 4 1 に規定する移住支援事業に基づき、町内に移住した者に対し、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和 5 2 年規則第 5 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で白鷹町移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付する。

(交付対象者)

第 2 条 移住支援金の交付対象者は、町内に転入した者のうち県実施要領第 5 1 (1) に定める要件を満たす者とする。

(移住支援金の額)

第 3 条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 2 人以上の世帯 1 0 0 万円

(2) 単身の世帯 6 0 万円

2 前項第 1 号の世帯のうち、1 8 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 1 8 歳未満の者一人につき 1 0 0 万円を加算する。

(交付の申請)

第 4 条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表 1 の書類を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 5 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付を決定し、移住支援金交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(報告及び立入調査)

第 6 条 町長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第7条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、次の各号に定めるとおり移住支援金の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山形県及び町長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に町内から転出した場合

ウ 県実施要領第5 1 (1) ②の就業に関する要件において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町内から転出した場合

2 前項第1号イ及び第2号において、山形県内の他の市町村に転出した場合は、前項各号の規定に代えて、それぞれ次の各号に定める額を返還するものとする。

(1) 移住支援金の申請日から3年未満に町から県内に転出した場合

交付額の4分の1の額

(2) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町から県内に転出した場合

交付額の8分の1の額

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、山形県と協議し町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

区分	必要な書類
(1) 申請者全員が提出しなければならない書類	ア 移住支援金交付申請書 (様式第 1 号) イ 写真付き身分証明書 (提示により申請者本人を確認できる書類) ウ 転入後の住民票の写し (世帯員全員のもの) エ 移住元の住民票の除票の写し (世帯員全員の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類) オ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し (振込先口座を確認できる書類)
(2) 県実施要領第 5 1 (1) ① (ア) に規定する東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内への通勤者のみ提出が必要な書類	東京 23 区内で勤務していた企業等の就業証明書 (様式第 2 号) 等 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
(3) 前号に規定する通勤者のうち、法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類	履歴事項全部証明書、開業届出済証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)
(4) 東京圏から東京 23 区内の大学等に通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類	ア 卒業証明書等 (在学期間や卒業校を確認できる書類) イ 東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
(5) 県実施要領第 5 1 (1) ② に規定する就業に関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類	就業先企業等の就業証明書 (様式第 2 号 - 1) 等 (雇用形態、応募日等を確認できる書類)

(6) 県実施要領第5 1 (1) ③に規定するテレワークに関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類	所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）（様式第2号ー2）
(7) 前号に規定するテレワークにより勤務している者のうち、個人事業主のみ提出が必要な書類	ア 業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類） イ 開業届の写し又は確定申告書の写し ウ 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）
(8) 県実施要領第5 1 (1) ④に規定する関係人口の要件を満たす者のみ提出が必要な書類	要件に該当することを証する書類
(9) 県実施要領第5 1 (1) ⑤に規定する起業に関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類	起業支援金の交付決定通知書